

使用料・手数料の改定について

平成27年4月1日から使用料・手数料を改定いたします。

本市では、昭和58年の各種証明手数料の改定、平成15年の各施設使用料の改定以来、全庁的な使用料・手数料の見直しは行われておりませんでした。しかし、消費税率の引上げや各施設の老朽化等に伴って行政運営上のコストが増加している中、使用料・手数料の料金設定にあたっては、利用する方と利用しない方がいることを踏まえ、受益と負担の公平性を確保することが必要です。平成23年に策定された「第五次宜野湾市行財政改革大綱」及び「第五次宜野湾市行財政改革実施計画」においても、「使用料・手数料の適正化」が実施項目として掲げられており、使用料・手数料の見直しは以前からの課題でありました。

このことを受け、この度本市の各使用料・手数料の全庁的なコスト調査を実施し、慎重に検討を重ね、昨年の市議会12月定例会において議決を得て、新たな料金を設定いたしました。

新たな使用料・手数料の料金は、平成27年4月1日から施行されます。

市民・利用者の皆様におかれましては、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

各料金の詳細については、宜野湾市ホームページまたはそれぞれの窓口にてお問い合わせください。

宜野湾市立中央公民館使用料

	午前 9時～12時		午後 13時～17時		夜間 18時～21時		昼間 9時～17時		昼夜間 13時～21時		全日 9時～21時		冷房費 1時間につき	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後		
集会場 (舞台を含む)	(平日) 5,700 ×1.05	7,330	11,400 ×1.05	9,780	15,600 ×1.05	9,160	16,100 ×1.05	19,560	25,300 ×1.05	21,380	31,000 ×1.05	31,160	3,600 ×1.05	1,500
	(土・日・祝) 7,900 ×1.05	8,790	13,400 ×1.05	11,730	18,100 ×1.05	10,990	20,300 ×1.05	23,470	30,000 ×1.05	25,650	37,200 ×1.05	37,390		
研修室	800×1.05	1,080	800×1.05	1,450	1,200 ×1.05	1,080	1,200 ×1.05	2,900	1,700 ×1.05	2,900	2,200 ×1.05	4,350	220×1.05	880
児童室	600×1.05	880	600×1.05	1,180	1,000 ×1.05	880	1,000 ×1.05	2,360	1,500 ×1.05	2,360	2,000 ×1.05	3,550		
視聴覚室	1,600 ×1.05	1,380	1,600 ×1.05	1,850	2,400 ×1.05	1,380	2,400 ×1.05	3,700	3,400 ×1.05	3,700	4,400 ×1.05	5,550		
調理実習室	1,600 ×1.05	1,650	1,600 ×1.05	2,200	2,400 ×1.05	1,650	2,400 ×1.05	4,410	3,400 ×1.05	4,410	4,400 ×1.05	5,720		
備考	(1) 使用時間の超過及び練習等のための使用の場合の使用料の額は、教育委員会規則で定める。 (2) 特別の設備をして、電気、水道又はガスを使用したときは、それぞれの料金の実費を徴収する。 (3) 宜野湾市民会館常置の備品を使用する場合は、宜野湾市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和62年宜野湾市教育委員会規則第1号）に定めるところにより、所定の手続きをしなければならない。													